

## 令和5年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第5回理事会 議事録

招集年月日 令和6年3月5日（火）  
開催日時 令和6年3月28日（木） 午前11時00分～午前11時51分まで  
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室  
出席評議員 石田 進、篠塚洋一、千葉千恵子、狭山利和、鈴木伸洋、五十嵐清美、卯月秀一、  
信太俊浩、花田三男、中嶋正子、高田和美、須之内正昭、佐藤行廣、高安桂一  
欠席理事名 西川寧人、石井洋一、野村みさ子、大和愛紀  
出席監事名 岡野一男、森本政一

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立したことを事務局から報告した。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。定款第31条第2項に基づき議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

### 議 事

#### 議案第1号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について 事務局（相良光浩センター長）

資料1ページをお開きください。社会福祉協議会の常務理事の報酬は、常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程に定めており、現在の報酬は月額28万円となっています。この月額については、市役所の職員あるいは市の関連団体の60歳を超えて雇用されている方の報酬と均衡を図っていくという観点で、これまでも見直しをしてきました。今回は公務員の定年延長や再任用制度の導入などにより、60歳を超えて勤務する市の職員または市の公的支援を受ける公益団体の60歳以上の報酬と本会常務理事の報酬の均衡を図るために増額する内容となります。改正案については資料2ページになります。第2条報酬のところになりますが、常務理事の報酬は月額28万円から月額30万円に変更させていただきたく提案をします。この月額については、市の再任用職員の短時間勤務の方との均衡を考慮して制定したもので、同じような改正が市シルバー人材センターや市文化・スポーツ振興公社でも同様の改正が図られているため、本会としても均衡を図るために令和6年4月1日より変更させていただきたいと考えています。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

#### 議案第2号 令和6年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

議長である石田会長から、議案第2号は資料を事前送付しているため朗読を省略し、重点項目のみの説明とすることが提案され、理事及び監事全員の同意を得た。

#### 事務局（荒井真由美事務局次長）

資料3ページに掲載してある提案理由により、令和6年度事業計画(案)を策定しましたので資料の説明をさせていただきます。別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」の1ページをお開きください。令和6年度は、第5次地域福祉活動計画の最終年次となります。本会の活動の本質は、行政や他機関・団体の連携をもとに地域に暮らしている住民の生活の課題を発見し、地域の中で話し合いながら課題解決に向けて協力し合える関係をつくることにあります。そうした使命に基づいて活動の中心

は、引き続き行政や他の機関では取り組むことが困難な社会福祉の整備が遅れていた、所謂支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図ることを事業計画の基本方針とします。

令和6年度、その中でも重点的に取り組むのは別添資料1ページ中段に記載がある3つとなります。1つ目は、地域密着型の福祉相談の専門職である「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」の配置を継続して、こころの相談やひきこもり家族相談、成年後見制度利用相談などの専門相談をさらに充実させることによって、複雑多様化する市民の皆さんの生活課題の解決を図っていくものです。2つ目は、対応職員に厚みを加えて「福祉後見サポートセンターかみす」を強化していきます。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定に支援が必要な方の権利を守る活動として、身上監護と財産管理の両面から法律的に援助を行う成年後見人を本会が法人として受任する法人後見受任事業と制度促進の利用に向けた事業の啓発を積極的に展開していきます。さらに、後見制度以外の支援策として認知症高齢者の増加と相まって年々利用ニーズが高まっている日常生活自立支援事業についても、スムーズに活用いただけるように市や関係機関との連携をこれまで以上に図りながら取り組みを進めていきます。3つ目は、物価高騰等により依然として経済状況に課題を抱える世帯に対する生活困窮関連の事業です。生活福祉資金(特例貸付)借受人に対するフォローアップ支援を継続するとともに、市の受託事業である「生活困窮者自立支援事業」において、生活保護に至る前の段階で困窮されている方の経済的自立に向けて就職活動中の家賃を補助する住居確保給付金の活用と、「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」の一体的な相談支援を個々の事情に合わせて行っていきます。以上の重点事業と併せて2ページから8ページに渡る各事業として児童・青少年を対象とする福祉教育出前講座や多発する災害に備え災害ボランティアセンターの受け入れ体制の更なる整備、また、人事評価の本格的な導入によって人事管理体制の強化、更には本会の次期中長期計画となる第6次地域福祉活動計画の策定などを合わせて「私たちでつくるやさしいまち」の基本構想のもと、地域住民をはじめボランティアの皆さん、民間事業所、行政等との協働を基盤とし、神栖市が真のノーマライゼーション社会へ近づけるように令和6年度の事業計画を策定しました。事務局からの説明は以上となります。

#### (石田進議長)

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。各事業の内容についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

#### (五十嵐清美理事)

昨年の事業計画及び収支予算書の中に、こども食堂を応援するという文言が入っていたと思います。今年度も継続してくれると思いますが、神栖市の中に有志の何方名かで新しくこども食堂をやりたいということで、すでに始まっていますが、場所の選定が難しいという、要するに子どもたちの歩く範囲に、例えば四中学区から歩けるような場所に設定したいが、なかなかそういった物件がない。大野原コミュニティセンターあたりを利用したいという気持ちもあるようですが、センターもいろいろと行事が入っていて、難しいというようなことも聞いています。そういった意味で、社会福祉協議会を含め市役所もそういった方々を応援していただければと思います。場所の提供をしていただければと思っています。ぜひよろしくお願いします。

#### 事務局(荒井真由美事務局次長)

ご提言ありがとうございます。こども食堂の活動に関しては、この4月から新たなグループが活動を始めるという形で本会のボランティアセンターに登録していただいて、広報等の支援を中心に応援させていただきます。場所の提供に関しては、あいにく本会は場所や施設の財産を持ち得ていないので、その部分は行政と連携を取りながら市民活動の後押しを継続的に協力させていただきたいと考えています。

**(森本政一監事)**

資料2ページの総合相談体制の充実強化について、(2)課題発見機能の充実の部分に「課題の早期解決のため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携し、生活課題が複合化する世帯の発見と見守りをする体制を強化します」と書いてあります。来月、民生委員の定例会で初めて民生委員同士の地域交流会を実施する予定です。その際に、社会福祉協議会の活動内容について説明をしていただければ助かります。

**事務局(橋田勝事務局長)**

ご質問ありがとうございます。お声かけいただければ、説明をさせていただきます。毎年民生委員さんの研修会の時には社協活動説明や事業説明をさせていただいていますので、お声かけください。

**(森本政一監事)**

これまでは全体研修という形でしたが、今年度からAやBといった形で分けて地域別に交流を進める予定です。そのため座談会的な形でお話しできればと考えています。

**事務局(橋田勝事務局長)**

わかりました。大丈夫です。

他に質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

**議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について**

**議案第4号 令和6年度 公益事業区分 収支予算(案)について**

議長である石田会長から、議案第3号と第4号まではいずれも同内容の予算(案)のため2件を一括審議することの説明がされた。

**事務局(相良光浩センター長)**

提案理由については資料4ページ、具体的な予算(案)については別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」資料9ページ以降に掲載しています。

先ほど決議をいただいた令和6年度事業計画を実現していくためのお金の面での裏付けを計画化したものが予算(案)です。概要としては、別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」9ページに全てを包括的に記載しています。社会福祉事業に関する予算が議案第3号に関する部分です。令和6年度の社会福祉事業区分の予算は217,878,000円で編成しました。議案第4号にかかる公益事業区分の予算は、同じく9ページの表に記載しています。令和6年度の公益事業区分の予算は22,107,000円で編成しました。社会福祉事業と公益事業を合わせた法人全体の令和6年度予算は239,985,000円となっています。予算の内容については、概ね令和5年度に引き継いで令和6年度事業計画を策定しましたので予算額についても令和5年度をベースとした編成となっております。一部終了する事業、「ことばと発達の相談室」については、令和6年度より市の事業へ完全に移行されますので、本会の予算編成からは無くなっています。また、これまでは社協職員以外に特に生活困窮者の対応の部分で派遣会社さんに1日3人ずつ対応してもらっていた部分を令和6年度以降は、今でも相談は続いています但ボリューム自体はだいぶ収まってきましたので自前の社協スタッフで担っていく計画としたので、派遣料として予算化していた部分が一定額の減額となりました。令和5年度の当初予算額と比較すると6,962,000円の減額となりますが、十分に令和6年度に掲げた計画を実現していける予算案となっております。

なお、この予算を実現していく上で非常に重要になるのが、市からの令和6年度助成金収入ですが、こちらについては会議資料にも記載した通り、本会が令和6年度に必要な予算として要望させていただ

いた、職員設置に関する費用、社協の運営に関する費用、事業の運営に関する費用、いずれも申請額通りに内示をいただいて、最終的な予算案の決議もされたところですので併せてご報告します。

別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」の10ページ以降は、各勘定科目及び拠点区分ごとの予算編成の明細書となっています。社会福祉協議会の会計は、予算も決算も事業活動による収入と支出でそれぞれ予算を立てて、同資料14ページの上段まで事業活動による収入及び支出の予算編成となっています。14ページ中段付近からは施設整備等による収支に関する予算区分です。こちらの区分は固定資産を買ったり売ったり廃棄したりする時に動いてくる予算となりますが、今回は取得のみの予算を計上しています。それ以外の収支区分としてその他の活動による収支というものが、同じく14ページの中段以降に収入支出それぞれまとめています。その他の活動による収支については、財産の増減に関する積立金の積み立て或いは取り崩し、または拠点区分間の内部移動に関する予算を編成する科目となっていて、これら3つの区分の収支に予備費、前期末支払資金残高を加えた金額が、9ページで説明した予算総額と一致する形となります。15ページまでが社会福祉事業区分、16ページは公益事業区分に関する収支の内訳となっています。なお、16ページの手数料収入が377,000円減額という予算編成をしていて、9ページでも自動販売機の設置終了と記載をしています。こちらについては、社会福祉協議会が市の公共施設などに業者と契約して自動販売機を設置させてもらい、その売り上げの一部を手数料として収入を得ていくというスタイルを進めてきましたが、令和6年4月からは社会福祉協議会ではなく、市内にある福祉団体、具体的には神栖市身体障害者福祉協議会と神栖市遺族会へ自動販売機の契約の相手方を移管して、それぞれの団体の自主財源として活用していただくということで切り替えました。その関係で本会の当初予算からは減額という形で編成をしました。事務局からの説明は以上となります。

#### (石田進議長)

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。予算(案)の内容についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

#### (須之内正昭理事)

社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得率が高いとお聞きしていますが、研修費の使い方について簡単に説明をお願いします。

#### 事務局(相良光浩センター長)

ご質問ありがとうございます。研修費の予算科目については、別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」の12ページの中段事務費支出の中の研修研究費支出で予算化をしています。主な内訳としては、本会の職員が県内の研修或いは関東ブロック、全国レベルの研修に行く際に発生する経費を予算化する部分と、国家資格を取得するための受験費用または養成課程へ通うための受講料の助成に関する予算をここで予算化をしています。国家資格取得の助成については、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を対象としていて、受講費用についてはかかった経費(授業料に限定)の5分の4、国家試験の合格者には受験費用の5分の4をいずれもこの予算科目から対応しています。令和6年度も何名分かを予算化した編成となっています。

他に質疑はなく、議案第3号及び議案第4号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

## **議案第5号 令和5年度 第2回評議員会の招集について 事務局（相良光浩センター長）**

資料5ページをお願いします。評議員会の開催については、定款第14条の規定に基づき、理事会の決議が必要とされています。令和5年度第2回評議員会の開催については、1月に開催した第4回理事会の中で、3月下旬に令和6年度事業計画及び収支予算(案)について審議をいただくために招集しますというところまでは決議をいただいていたのですが、具体的な日時、場所、議事案件が確定しましたので、改めてお諮りするものです。日程については3月28日、本日の午後2時より同じく保健・福祉会館の研修室を会場に開催する予定となっています。議事案件としては全部で6件です。1号が補欠役員の選任案、2号は令和5年度社会福祉事業区分補正予算(案)の承認、補正予算案については前回第4回理事会の中でお諮りして決議をいただいた同じ内容で評議員会にも提案をします。以降、議案第3号から議案第6号までは本日の理事会で決議をしていただいた内容を、同じ内容で評議員会でも説明し最終的な承認決議をいただきます。召集予定は評議員31名、現時点で26名の出席連絡をいただいています。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第5号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

## **議案第6号 補欠評議員候補者の推進について 事務局（相良光浩センター長）**

本日お配りした追加資料をお願いします。現在ご就任いただいている31名の評議員のうち選出母体の役職交代により3月末で退任となる方が2名おりますので、後任となる評議員の候補者について理事会でお諮りするものです。次ページ左側に評議員名簿、右側に評議員選任案として資料を作成しています。左側の評議員名簿は現在の評議員名簿です。この中の30番目の保立評議員と31番目の出沼評議員については、市役所の長寿介護課長、障がい福祉課長として評議員にご就任いただいておりますが、3月末をもちまして役職の交代がありましたので、4月1日から新たに同じ役職に就かれる方に評議員候補者を変更して、この後開催する評議員選任解任委員会へお諮りさせていただくという内容となっています。選任案としては、保立憲正評議員の後任として4月1日から長寿介護課長に就任予定の猿田幸助さん、出沼悦子評議員の後任として4月1日から障がい福祉課長に就任予定の高安裕子さんを評議員候補者とさせていただく内容です。なお、評議員の選任については、評議員選任委員会での決議が求められますが、今回は選任案が2名ということなので、5名の選任委員には書面でお諮りをして速やかに交代手続きが取れるように進めていきたいと考えています。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第5号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

## **報告第1号 自然災害発生時における業務継続計画(BCP)及び新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画(BCP)について 事務局（荒井真由美事務局次長）**

資料6ページをお願いします。提案理由にある通り、大地震により本市で甚大な災害が発生した場合、あるいは感染症拡大に伴う行動制限が行われる状況下であっても、公益法人として可能な限り継続的・安定的な事業運営を確保できるよう、事業継続のための体制をどう整備するかについて計画化しておく

ことが義務化されています。この度別添資料にあります両業務の継続計画(案)を策定しましたので報告するものです。両計画は、自然災害の発生あるいは感染症拡大時に本会の職員並びに事業の契約者や利用者、地域住民の人命を最優先させるとともに、業務継続に必要な重要資産を保全し、業務再開を図ることを基本方針としています。計画内容の構成としては、災害発生時の初動対応、優先すべき業務、執行体制、平時からの備え、といった内容での組み立てとなっています。細かな内容については、厚生労働省のガイドラインに沿った各項目については、本会の業務内容に照らし合わせて見直しをしています。今後そういった事態に備えて、今回の計画は事務局内にプロジェクトチームを組織して作成しましたので、このチームを継続して必要に応じて計画内容を見直していくなど更新していく予定です。事務局からの説明は以上となります。

**(石田進議長)**

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。業務継続計画の内容についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

**(鈴木伸洋理事)**

詳細内容の説明はこれからですか。

**事務局(荒井真由美事務局次長)**

事前資料で送付しているので、詳細説明は割愛させていただきましたが、内容で確認や質問などがありましたらよろしくお願い致します。

**(須之内正昭理事)**

前回の理事会で防災について質問させていただいて、私も勉強不足だったので市の防災計画を見ました。この業務継続計画はどこの所属になるのか。どの指示系統に入るのか確認したいです。

**事務局(橋田勝事務局長)**

ご質問ありがとうございます。基本的に社会福祉協議会の災害発生時の動きの中心は災害ボランティアセンターになりますが、その取り組みについては市の災害対策本部の指示を受けて動くこととなります。また業務継続計画に関しては、社会福祉課からの連携指示を受けて動くこととなります。

**(石田進議長)**

私が災害対策本部の本部長ということで、市内の避難訓練を年2回に拡充していきまして、次回は社会福祉協議会にも声をかけたいと思います。そういった中で連携をより強固なものにしていきたいと考えています。

以降の質疑はなく報告済みとなった。

**(石田進議長)**

それでは本日予定されました議案の審議はこれで終了いたしますが、その他何かございましたら折角の機会ですのでよろしくお願い致します。

**(須之内正昭理事)**

今年度最後の理事会なので、基本的な質問を。理事会では議決をしますよね。その次に評議員会で承認をいただくと。事務局は同じような説明をしたいと思います。評議員は31名でかなり多いと思いますが、その部分での決議と承認のバランスについて教えてもらえますか。

### 事務局（相良光浩センター長）

評議員の人数が31名というのは、令和3年度にこれまで40名であった評議員を31名に少なくしたのですが、県内の評議員の数からすると、まだ少し神栖市社協は人口規模に比べるともう少し少なくてもいいのではないかと状況にあります。一方で評議員会というのは、社会福祉協議会の最終的な議決機関にもなりますので、いろいろな立場の方に入っていただきつつ、適正な人数というところも検討していかなければなりません。理事の人数についても、神栖市社協は他の社協と比べると多い状況にあります。定数については定款の変更を伴うことと、社会福祉法人の法人運営に関わる非常に重要な案件になるため、当然理事会と評議員会の中でも議論をしていただきたいと思います。令和6年度からは第6次地域福祉活動計画の策定にも取り組んでいきます。その中では、地域福祉の推進のために神栖市社協が取るべき方向と併せて、それを進めていくための法人の体制はどうあるべきかというところまで計画化していく形で策定していきたいと考えています。その中で理事・評議員の定数は、今の神栖市社協ではどれくらいが妥当なのかという部分もいろいろな方の意見をいただきながら検討していきたいと計画をしているところです。

### （須之内正昭理事）

事前に資料を配布しているとはいえ、短い時間で評議員からも意見を出してもらわなければなりません。しかし、理事会で決められたものに自分たちが意見を出しても仕方ないのではないかと感覚がどうしても出てしまいます。理事会でもなかなか意見が出しづらい部分があって、評議員は31名もいますから、なおさら意見が出にくい。そういった中で本当の意見が聞き取れるのかという心配があります。そのため、意見を出しやすい雰囲気を作ってほしいと思います。

### 事務局（橘田勝事務局長）

ご意見ありがとうございます。理事会は執行部で大枠を決めて、最終的に評議員会で議決をしていただく議決機関です。評議員の多くは民生委員さんに担っていただいています。確かに全体的な意見の分量というのは多くありません。民生委員さんを中心として評議員が日ごろの活動の中で、社協との関係性であるとか、社協に期待したいことであるとか、直してほしいこと、やってほしいことについて率直に意見を出していただいていますので、そういう意味では、我々もできるだけフランクに話ができるように、そして手が挙げやすい環境を作っていけるように努力していきます。

閉会前に事務局より報告及び連絡事項あり。

（報告）五十嵐理事、高安理事、狭山常務理事が3月末をもって退任となるため、退任あいさつあり。

（連絡）新常務理事の選出は4月1日付となるが、理事会は開催せず書面審査で選出する。後任理事が決定次第、書面により決議いただく。5月下旬に監事による監査を実施する。次回理事会は6月上旬ころの開催を予定のため後日案内を送付する。

以上をもって、令和5年度第5回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。